

多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費
補助金交付要綱

令和5年4月28日決裁

（趣旨）

- 第1条 県は、多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）実施要領（令和5年4月28日農林部長決裁。以下「実施要領」という。）に基づき、承認された事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業者）

- 第2条 補助の対象となる事業者は、実施要領に基づき承認された事業の実施主体とする。

（補助対象事業等）

- 第3条 補助の対象となる事業内容、経費及び補助率は実施要領の別表1、2のとおりとする。

（暴力団排除に関する誓約）

- 第4条 補助対象事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（申請書の様式等）

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。
- 3 規則第4条第1項の申請書を提出するにあたっては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象とせず、これを減額して申請しなければならない。

（添付書類の省略）

- 第6条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

- 第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（重要な変更の承認手続）

- 第8条 補助対象事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表に掲げる重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表以外の変更と

する。

(補助金の支払)

第9条 補助金の支払方法については、事業の目的及び補助対象事業者の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。補助対象事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第4号の補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

(状況報告)

第10条 補助対象事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の2月7日までのいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知書)

第12条 規則14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号のとおりとする。

2 規則14条の補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

別表

重要な変更

- 1 事業の新設又は廃止
- 2 事業実施主体の変更
- 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増
- 4 事業費又は補助金の30%を超える減

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 以下（5）（6）の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要な応じ記載する ----
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

事業者：

所在地：

(代表者氏名：)

様式第1号（第5条関係）

令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

申 請 者 氏 名
住 所

令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業の内容
※実施要領に定める様式1号 別紙を添付する。

3 経費の配分

事業実施主体名	事業区分	補助事業に要する経費	費		備考※
			県	その他	
	事業費	円	円	円	
	計				
	合計				

※：備考欄には、事業実施主体ごと、事業区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額000円 うち県費000円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、それぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額（「除税額000円 うち県費000円」）を記入すること。

4 事業完了予定年月日
令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

6 添付資料

- 見積書の写し（使用を想定している会場の料金表、外部委託の内容・見積額の根拠書類など）
- その他特に知事が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金交付決定通知書

番 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和 年 月 日付け番 号で申請のあった令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 支払方法

精算払又は概算払とする。

4 経費の配分

経費の配分については、申請書に記載されたとおりとする。

5 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に従わなければならない。

6 条件

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、交付要綱別表の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

- (4) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (5) 補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、各事業実施主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

申請者 氏 名
住所

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

- （注）1 記の記載要領は、様式第1号 別紙に準ずるものとする。この場合、「事業の内容等」を「変更の理由」と書き換え、添付する別添様式1号の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 補助金額が増額する場合は、件名を「令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金の変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請する。」を「下記のとおり変更の承認及び補助金〇〇〇円の追加交付を受けたいので申請する。」とすること。

様式第4号（第9条関係）

令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金（概算払）交付請求書

令和 年 月 日

様

申請者等 氏 名
住所

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（額の確定）の通知を受けた令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金について、下記のとおり（概算払いにより）請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先 (フリガナ) () ()
金融機関名 銀行 支店

預金の種類 普通・当座 口座番号

(フリガナ) ()
口座名義

様式第5号（第11条関係）

令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）実績報告書

番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

申 請 者 氏 名
住所

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金精算額 円

3 事業の成果

※ 地域の女性農業者グループ活動等による成果を記載する。

実施要領に定める様式1号 別紙を添付する。

4 経費の配分

事業 実施 主体 名	事業区分	補助事業に 要した経費	負担区分		備考※
			県 費	その他	
	事業費	円	円	円	
	計				
	合計				

※：備考欄には、事業実施主体ごと、事業区分ごとに、消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、それぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」）を記入すること。

4 事業完了年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	前年度 精算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

6 添付資料

(1) 領収書の写し

(2) その他特に知事が必要と認めるもの

様式第6号（第12条関係）

令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金交付額確定通知書

番 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした令和 年度多様な農業者の活躍支援事業（地域の女性農業者グループの活動推進）費補助金については、令和 年 月 日付け番 号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付確定額 金 円